

人権学習の授業づくりについて

人権学習の授業づくりにおいても、児童生徒に何を考えさせたいのか、育てたい資質・能力は何かを意識してみましょう。

人権教育を通して育てたい資質・能力を明確にしましょう

P.5

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力等の様々な資質・能力を育成し、発展させることをめざす総合的な教育です。人権教育を通して育てたい資質・能力については、次の3つの側面(知識、技能、態度)から捉えることができます。

【人権教育を通して育てたい資質・能力(例)】(一部省略)

知 識	技 能	態 度
①自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務等の諸概念についての知識 ②人権に関する国内法や条約等に関する知識 ③人権発展の歴史や人権侵害の現状等についての知識 ④自他の人権を擁護し、人権侵害を予防・解決するために必要な実践的知識	⑤適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能 ⑥他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性 ⑦人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見極める技能 ⑧合理的・分析的に思考し、公平で均衡のとれた結論に到達す	⑨人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度 ⑩自己についての肯定的態度(自尊感情等) ⑪自他の違いを認め、尊重する意識、多様性に対する肯定的態度 ⑫自己の周囲、具体的な場面において、人権侵害を受けている人を支援しようとする意欲・態度 ⑬正義、自由、平等等の理念の実

人権教育を通して育てたい資質・能力を明確にすることで、人権教育でめざす姿に対して、どの教科等の、どの場面でどのようにアプローチするのか、具体的な方策が見えてきます。

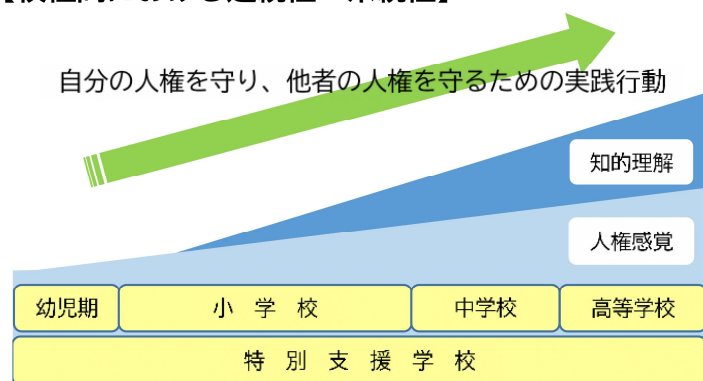


連続性・系統性を考慮した学習計画を作成しましょう

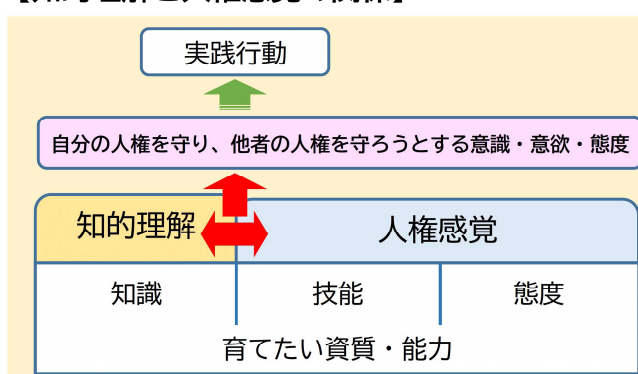
P.6

児童生徒の発達段階や学習状況により、人権教育を通して育てたい資質・能力を「知的理解(知識)」と「人権感覚(技能・態度)」の側面で整理し、各学校段階における指導内容の連続性・系統性はもちろんのこと、校種間のそれも考慮し、学習計画を作成しましょう。

【校種間における連続性・系統性】



【知的理解と人権感覚の関係】



人権に関する知的理解と、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるために必要な人権感覚をバランスよく身に付けることが大切です。知的理解と人権感覚の両方が身に付くことによって、自分や他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度が生まれ、自分や他者の人権を守るための実践行動につながります。



指導参考資料(教職員用)

「部落差別の解消をめざして～人権尊重の社会づくりの担い手となる児童生徒の育成～」



令和5年4月改訂

本資料は、同和問題学習の授業づくりだけでなく、同和問題についての理解や人権感覚の高揚を図るために学校が行う教職員研修や個人で行う自己研修にも活用できます。学習指導事例や用語解説も掲載されていますので、ぜひご活用ください。

